

# 福岡県公報

平成二十一年十二月二十八日  
第三千五十六号  
増刊 ①

## 目次

市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営企画課)	二
福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) (総務事務センター)	三 四
福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例	(森林保全課)	五
福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例	(建築都市総務課)	六
福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(公園街路課)	六
福岡県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	七
再掲		
福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	(人事課) (人事課)	七 二六
平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例(人事課)	(人事課)	二七

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(教育庁教職員課) (警察本部警務課)	二九 四五
--	------------------------	----------

## 公布された条例のあらまし

市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(総務部行政経営企画課)

- 1 前原市、糸島郡二丈町及び同郡志摩町が合併して糸島市となることに伴い、関係条例の規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。
- 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 1 矢部川流域下水道において、平成二十二年三月一日に八女郡広川町が供用開始すること等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例中第十三条第二項の改正規定は平成二十二年三月一日から、第二百二十条の二第二項の改正規定は同年一月一日から、第二百二十条の三第二項の改正規定は同年二月一日から施行することとした。
- 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(総務部人事課)

- 1 地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理すること等について、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第一条の規定中別表四〇の項市町村の欄並びに別表四一の項及び別表四一の二の項の改正規定は平成二十二年一月一日から、第二条の規定中別表四一の項の改正規定は平成二十二年二月一日から、別表四〇の項及び別表四一の二の項の改正規定は平成二十二年四月一日から施行することとした。

- 二 所要の経過措置を設けることとした。

福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号

福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)  
株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

(総務部税務課)

- 1 産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進を図り、循環型社会の実現に資するため、産業廃棄物税を平成二十二年度以降も継続することとし、併せて制度の充実を図ることとした。
  - 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

(総務部総務事務センター)

- 1 雇用保険法等の一部を改正する法律の制定による地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、同法第六十九条の規定に基づき、非常勤の船員を補償の対象とするため、所要の規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。
- 福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例の一部を改正する条例

(農林水産部森林保全課)

- 1 本県の土砂埋立て等の現状にかんがみ、福岡県暴力団排除条例の制定を契機として、不適正な土砂埋立て等を行う者を排除するため、許可の基準等について、所要の規定の整備を行うこととした。
  - 2 一 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
  - 二 所要の経過措置を設けることとした。
- 福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

(建築都市部建築都市総務課)

- 1 建築士法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、免許証の様式の変更等による二級建築士及び木造建築士の免許の手数料の改定をするとともに、当該免許等に関するその他の手数料を定めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。
  - 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

- 1 福岡県暴力団排除条例の制定を契機として、本県の行う屋外広告業の登録から暴力団員等を排除するため、所要の規定の整備を行うこととした。

- 2 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 福岡県職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

(警察本部警務課)

- 1 警察官である本県職員の定年退職日を他の本県職員の定年退職日と同一にするため、所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 一 この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。
- 二 関係条例の一部を改正することとした。

条例

市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十五号

市町の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県県税事務所設置条例の一部改正)

- 第一条 福岡県県税事務所設置条例(昭和二十五年福岡県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。
- 第二条の表福岡県西福岡県税事務所の項中「前原市 糸島郡」を「糸島市」に改める。

(福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例の一部改正)

- 第二条 福岡県保健福祉環境事務所等の設置等に関する条例(平成十三年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。
- 別表第一福岡県糸島保健福祉事務所の項位置の欄中「前原市」を「糸島市」に改め、同項所管区域の欄中「前原市 糸島郡」を「糸島市」に改め、同表備考中「前原市及び糸島郡」を「糸島市」に改める。
- 別表第二福岡県糸島保健所の項位置の欄中「前原市」を「糸島市」に改め、同項所管区域の欄中「前原市 糸島郡」を「糸島市」に改める。

(福岡県労働者支援事務所設置条例の一部改正)

- 第三条 福岡県労働者支援事務所設置条例(昭和三十一年福岡県条例第三十九号)の

部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡労働者支援事務所の項中、「前原市」を削り、「福津市」の下に、「糸島市」を加え、「糸島郡」を削る。

(福岡県児童相談所条例の一部改正)

第四条 福岡県児童相談所条例(平成十一年福岡県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡児童相談所の項中、「前原市」を「糸島市」に、「糟屋郡(新宮町を除く。)

糸島郡」を「糟屋郡(新宮町を除く。)」に改める。

(福岡県中小企業振興事務所設置条例の一部改正)

第五条 福岡県中小企業振興事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡中小企業振興事務所の項中、「太宰府市 前原市」を「太宰府市」に、「福津市」を「福津市 糸島市」に、「糟屋郡 糸島郡」を「糟屋郡」に改める。

(福岡県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第六条 福岡県家畜保健衛生所条例(昭和二十九年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表福岡県中央家畜保健衛生所の項中、「前原市」を削り、「福津市」の下に、「糸島市」を加え、「糸島郡」を削る。

(福岡県農林事務所設置条例の一部改正)

第七条 福岡県農林事務所設置条例(平成十一年福岡県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡農林事務所の項中、「太宰府市 前原市」を「太宰府市」に、「福津市」を「福津市 糸島市」に、「糟屋郡 糸島郡」を「糟屋郡」に改める。

(福岡県農土整備事務所等設置条例の一部改正)

第八条 福岡県農土整備事務所等設置条例(平成十一年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表福岡県福岡農土整備事務所の項中、「除く区域 前原市」を「除く区域」に、「古賀市」を「古賀市 糸島市」に、「糟屋郡 糸島郡」を「糟屋郡」に改める

附則

この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十六号

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年福岡県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第百十三条第二項の表矢部川流域下水道の項中「みやま市」を「みやま市 八女郡広川町」に改める。

第百二十条の第二項の表五十九の項及び六十の項中「前原市」を「糸島市」に改める。

第百二十条の第三第二項の表福岡県立輝翔館中等教育学校の項中「八女郡黒木町」を「八女市」に改める。

附則

この条例中第百十三条第二項の改正規定は平成二十二年三月一日から、第百二十条の第二第二項の改正規定は同年一月一日から、第百二十条の第三第二項の改正規定は同年二月一日から施行する。

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十七号

福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の

部を次のように改正する。

別表四〇の項事務の欄中トを又とし、ヘをリとし、同欄ホ中「第八十三条」を「第五十条」に、「イからニまで」を「イからトまで」に改め、同欄ホを同欄チとし、同欄ニ中「第八十二条第三項」を「第四十九条第三項」に改め、同欄ニを同欄トとし、同欄ハ中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「イの許可」を「イ、ニ及びホの事務」に改め、同欄ハを同欄ヘとし、ヘの前に次のように加える。

二 法第三条の二第一項の規定による勧告

ホ 法第三条の二第二項の規定による許可の取消し

別表四〇の項事務の欄口中「第三条第三項」を「第三条第五項及び第六項」に改め、同欄口を同欄ハとし、イの次に次のように加える。

ロ 法第三条第四項の規定による通知

別表四〇の項市町村の欄中「前原市 古賀市」を「古賀市」に、「朝倉市」を「朝倉市 糸島市」に改める。

別表四一の項市町村の欄中「前原市 古賀市」を「古賀市」に、「みやま市」を「みやま市 糸島市」に、「二丈町 志摩町 黒木町」を「黒木町」に改める。

別表四一の二の項市町村の欄中「前原市 古賀市 福津市」を「古賀市 福津市 糸島市」に改める。

第二条 福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表四〇の項市町村の欄中「中間市」を「中間市 小郡市」に、「朝倉市」を「うきは市 嘉麻市 朝倉市 みやま市」に改める。

別表四一の項市町村の欄中「黒木町 立花町 広川町 矢部村 星野村」を「広川町」に改める。

別表四一の二の項市町村の欄中「柳川市」を「柳川市 大川市」に、「福津市」を「福津市 宮若市」に、「筑前町」を「筑前町 大刀洗町」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定中別表四〇の項市町村の欄並びに別表四一の項及び別表四一の二の項の改正規定は平成二十二年一月一日から、第二条の規定中別表四一の項の改正規定は同年二月一日から、別表四〇の項及び

別表四一の二の項の改正規定は同年四月一日から施行する。

(処分、届出等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の別表の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十八号

福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福岡県産業廃棄物税条例（平成十六年福岡県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、焼却施設又は最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日までに徴収すべき産業廃棄物税について、その日から一月以内に、これを申告納入しなければならない。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、焼却施設又は最終処分場を廃止し、又は休止した場合においては、その廃止し、又は休止した日までに納付すべき産業廃棄物税について、その日から一月以内に、これを申告納付しなければならない。

第十七条中「同条例」を「県税条例」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第十二条の規定による徴収猶予をした場合の延滞金の取扱いは、前項の規定にかかわらず、法の定める軽油引取税の例による。

附則に次の一項を加える。

6 知事は、福岡県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成二十一年福岡県条例第六十八号）の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十九号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和四十三年福岡県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十五条中、「第四十六条及び第四十六条の二（船員である職員に関する部分に限る）」を「及び第四十六条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前日に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定による保険給付であつて、議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例の規定による補償に相当するものを受ける場合には、同条例の規定による補償は行わない。

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例の一部を改正する条例

福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例（平成十四年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次の二号を加える。

三 申請者が土砂埋立て等を行うために必要な資力及び信用を有すること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第二条第三号に規定する暴力団員等（八において単に「暴力団員等」という。）

ロ 法人でその役員のうちイに該当する者のあるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第四項中「事項」の下に「及び法人にあつてはその役員（代表者を除く。）の氏名」を加える。

第八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第五条第一項第四号イから八までのいずれかに該当するに至つたとき。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第四条第一項の許可を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の福岡県土砂埋立て等による災害の発生に関する条例第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行前にされた改正前の条例第四条第一項の許可の申請であつて、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十一号

福岡県建築都市関係手数料条例の一部を改正する条例

福岡県建築都市関係手数料条例（平成十二年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 建築士法第十条の二十の都道府県指定登録機関が行う二級建築士若しくは木造建築士免許の登録、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の書換え交付、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書の再交付又は二級建築士名簿若しくは木造建築士名簿に登録されていることの証明を受けようとする者は、それぞれ別表四二の項、四二の二の項、四二の三の項又は四二の四の項の手数料を当該都道府県指定登録機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該都道府県指定登録機関の収入とする。

3 建築士法第二十六条の三の指定事務所登録機関が行う建築士事務所の登録又は一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿若しくは木造建築士事務所登録簿に登録されていることの証明を受けようとする者は、それぞれ別表四四の項又は四四の二の項の手数料を当該指定事務所登録機関に納付するものとする。この場合において、当該手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。  
別表四二の項中、「一八、〇〇〇円」を「一九、二〇〇円」に改める。  
別表四二の項の次に次のように加える。

四二の二	建築士法第五条第	二級建築士免許	一件につき	申請のとき
------	----------	---------	-------	-------

四二の三	建築士法第五条第二項の二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付	二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付手数料	一件につき	五、九〇〇円	申請のとき
四二の四	建築士法第六条第一項の二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録されていることの証明	二級建築士又は木造建築士の登録証明手数料	一件につき	四〇〇円	申請のとき

別表四四の項の次に次のように加える。

四四の二	建築士法第二十三条の三第一項の一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿又は木造建築士事務所登録簿に登録されていることの証明	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録証明手数料	一件につき	四〇〇円	申請のとき
------	--	-------------------------------------	-------	------	-------

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十二号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福岡県屋外広告物条例（平成十四年福岡県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項第一号中「第四条第二項第七号又は第八号」を「第四条第二項第八号又は第九号」に改める。

第九条第一項第四号中「電柱」を「電柱類」に改める。

第二十四条の四第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 福岡県暴力団排除条例（平成二十一年福岡県条例第五十九号）第二条第三号に定める暴力団員等（次号において単に「暴力団員等」という。）

六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第二十四条の五第二項中「第七号」を「第九号」に改める。

第二十六条の二第一項第二号中「第七号」を「第九号」に改める。

第二十六条の四の次に次の一条を加える。

（登録等に関する意見聴取等）

第二十六条の五 知事は、第二十四条の四第一項第五号、第六号及び第八号に該当する事由の有無について、警察本部長の意見を聴くことができる。

2 知事は、前項に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県職員 の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月二十八日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第七十二号

福岡県職員 の定年等に関する条例の一部を改正する条例

福岡県職員 の定年等に関する条例（昭和五十九年福岡県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）」を付し、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項を附則第七項とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（福岡県職員の退職手当に関する条例の一部改正）

2 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「（同条例附則第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員 の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十号

福岡県職員 の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（福岡県職員 の給与に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県職員 の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二項中「四千九百円」を「四千五百円」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700	
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600	
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500	
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400	
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300	

	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
再任職員以外の職員	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900				
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600				
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100				
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500					
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200					
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900					
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400					
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100					
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800					
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500					

85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000						
86	239,700	295,900	344,700	386,100	403,700						
87	240,400	296,300	345,200	386,700	404,400						
88	241,100	296,700	345,700	387,300	405,100						
89	241,900	297,000	346,100	388,000	405,600						
90	242,400	297,400	346,600	388,600	406,300						
91	242,900	297,800	347,100	389,200	407,000						
92	243,400	298,200	347,600	389,800	407,700						
93	243,700	298,400	347,900	390,500	408,200						
94		298,800	348,400	391,100							
95		299,200	348,900	391,700							
96		299,600	349,400	392,300							
97		299,800	349,700	393,000							
98		300,200	350,200	393,600							
99		300,600	350,700	394,200							
100		301,000	351,200	394,800							
101		301,200	351,500	395,500							
102		301,600	351,900	396,100							
103		302,000	352,300	396,700							
104		302,400	352,700	397,300							
105		302,600	353,200	398,000							
106		303,000	353,600								
107		303,400	354,000								
108		303,800	354,400								
109		304,000	354,900								
110		304,400	355,300								
111		304,800	355,700								
112		305,200	356,100								
113		305,400	356,600								
114		305,800									
115		306,200									
116		306,600									
117		306,800									
118		307,100									
119		307,400									
120		307,700									
121		308,100									
122		308,400									
123		308,700									
124		309,000									
125		309,400									
再任 用職 員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二口及び八を次のように改める。

## □ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900	445,600
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600	448,200
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300	450,800
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000	453,400
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600	456,000
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300	458,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000	461,200
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700	463,800
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300	466,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700	469,100
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200	471,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700	474,300
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000	476,900
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200	478,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400	479,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600	481,300
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700	482,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800	484,400
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900	485,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000	487,400
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900	489,000
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500	490,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100	492,000
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700	493,500
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300	495,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600	496,600
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900	498,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200	499,600
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600	501,200
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900	502,400
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200	503,600
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400	504,800
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800	506,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100	507,100
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400	508,100
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600	444,700	509,100
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700	446,100	510,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900	446,900	

再任職  
以外  
の  
職員

39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100	447,700
40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300	448,500
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400	449,100
42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200	449,900
43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000	450,700
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800	451,500
45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400	452,100
46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100	452,900
47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800	453,700
48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500	454,500
49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300	455,100
50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000	455,900
51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700	456,700
52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400	457,500
53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100	458,100
54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800	
55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500	
56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200	
57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800	
58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500	
59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200	
60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900	
61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400	
62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000	
63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700	
64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400	
65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900	
66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400	420,600	
67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100	421,300	
68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800	422,000	
69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300	422,500	
70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900		
71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500		
72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100		
73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800		
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400		
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000		
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600		
77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300		
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900		
79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500		
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100		
81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800		

82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400			
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000			
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600			
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300			
86		292,600	330,100	352,100				
87		292,900	330,400	352,500				
88		293,200	330,800	352,900				
89		293,600	331,300	353,400				
90		293,900	331,700	353,800				
91		294,200	332,100	354,200				
92		294,500	332,500	354,600				
93		294,900	333,000	355,100				
94		295,200	333,400	355,500				
95		295,500	333,800	355,900				
96		295,800	334,200	356,300				
97		296,200	334,400	356,800				
98		296,500	334,800	357,200				
99		296,800	335,200	357,600				
100		297,100	335,600	358,000				
101		297,500	335,800	358,500				
102		297,800	336,200	358,900				
103		298,100	336,600	359,300				
104		298,400	337,000	359,700				
105		298,700	337,200	360,200				
106			337,600					
107			338,000					
108			338,400					
109			338,600					
110			339,000					
111			339,400					
112			339,800					
113			340,000					
再任用職員	187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700	372,100	435,500

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## 八 医療職給料表(三)

職員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600
	54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100
	61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
	62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
	63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
	64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
	65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
	66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
	67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
	68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
	69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
	70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	449,600
	71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	450,400
	72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	451,200
	73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	452,000
	74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	452,800
	75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	453,600
	76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	454,400
	77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	455,200
	78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	
	79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
	80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
再任 職員 以外 の 職員	81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
	82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
	83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
	84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	
	85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100	

86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	403,300
95	284,600	319,400	354,800	373,900	403,900
96	285,600	320,200	355,500	374,400	404,500
97	286,700	320,900	356,000	375,000	405,000
98	287,600	321,600	356,500	375,500	405,600
99	288,500	322,300	357,000	376,000	406,200
100	289,400	323,000	357,500	376,500	406,800
101	290,200	323,500	358,100	377,100	407,300
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,400			
128	302,500	334,800			
129	302,700	335,100			
130	303,100	335,500			
131	303,500	335,900			

132	303,900	336,300				
133	304,100	336,600				
134	304,500	337,000				
135	304,900	337,400				
136	305,300	337,800				
137	305,500	338,100				
138	305,900	338,500				
139	306,300	338,900				
140	306,700	339,300				
141	306,900	339,600				
142	307,300	340,000				
143	307,700	340,400				
144	308,100	340,800				
145	308,300	341,100				
146	308,700	341,500				
147	309,100	341,900				
148	309,500	342,300				
149	309,700	342,600				
150	310,000	343,000				
151	310,300	343,400				
152	310,600	343,800				
153	311,000	344,100				
154	311,300					
155	311,600					
156	311,900					
157	312,300					
158	312,600					
159	312,900					
160	313,200					
161	313,600					
162	313,900					
163	314,200					
164	314,500					
165	314,900					
166	315,200					
167	315,500					
168	315,800					
169	316,200					
再任用職員	234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100

備考 この表は、本庁、病院、保健福祉環境事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三を次のように改める。

別表第3 (第6条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200
	36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700
	37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800
	39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300
	40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800
	41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400
	42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700
	43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000
	44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300

再任職  
員以外の  
職員

45	215,100	287,000	367,200	416,500	509,400
46	217,100	288,300	368,500	418,100	511,000
47	219,100	289,600	369,800	419,700	512,600
48	221,100	290,900	371,100	421,300	514,200
49	222,900	292,300	372,200	422,700	515,900
50	224,900	293,600	373,500	424,200	517,400
51	226,900	294,900	374,800	425,700	518,800
52	228,900	296,200	376,100	427,200	520,300
53	230,700	297,400	377,200	428,700	521,600
54	232,700	298,700	378,300	430,100	522,800
55	234,700	300,000	379,400	431,500	524,000
56	236,700	301,300	380,500	432,900	525,200
57	238,400	302,400	381,400	434,100	526,400
58	239,900	303,600	382,300	435,500	527,400
59	241,300	304,800	383,200	436,900	528,400
60	242,800	306,000	384,100	438,300	529,400
61	244,100	307,100	384,800	439,400	530,500
62	245,500	308,200	385,700	440,400	531,400
63	246,900	309,300	386,600	441,400	532,300
64	248,300	310,400	387,500	442,400	533,200
65	249,800	311,600	388,200	443,300	534,200
66	251,200	312,700	389,000	444,200	535,100
67	252,600	313,800	389,800	445,100	536,000
68	254,000	314,900	390,600	446,000	536,900
69	255,300	316,100	391,400	446,700	537,900
70	256,800	317,200	392,100	447,600	538,800
71	258,300	318,300	392,800	448,500	539,700
72	259,800	319,400	393,500	449,400	540,600
73	261,200	320,500	394,300	450,100	541,600
74	262,600	321,600	395,000		
75	264,000	322,700	395,700		
76	265,400	323,800	396,400		
77	266,500	324,900	397,200		
78	267,800	325,900	397,900		
79	269,100	326,900	398,600		
80	270,400	327,900	399,300		
81	271,800	329,000	400,000		
82	273,100	329,800	400,700		
83	274,400	330,500	401,400		
84	275,700	331,300	402,100		
85	276,900	332,200	402,700		
86	278,200	332,800	403,400		
87	279,500	333,400	404,100		
88	280,800	334,000	404,800		
89	281,900	334,400	405,400		
90	283,100	335,000			
91	284,300	335,600			
92	285,500	336,200			
93	286,600	336,600			

94	287,600	337,100			
95	288,600	337,600			
96	289,600	338,100			
97	290,400	338,700			
98	291,300	339,200			
99	292,200	339,700			
100	293,100	340,200			
101	294,000	340,800			
102	294,700	341,300			
103	295,400	341,800			
104	296,100	342,300			
105	296,900	342,900			
106	297,400	343,400			
107	297,900	343,900			
108	298,400	344,400			
109	298,900	345,000			
110	299,300	345,500			
111	299,700	346,000			
112	300,100	346,500			
113	300,500	347,100			
114	300,900	347,600			
115	301,300	348,100			
116	301,700	348,600			
117	302,100	349,200			
118	302,500	349,700			
119	302,900	350,200			
120	303,300	350,700			
121	303,600	351,300			
再任用職員	216,500	262,200	288,300	332,000	392,300

備考 この表は、試験研究機関（保健環境研究所、工業技術センター、農業総合試験場、水産海洋技術センター、森林林業技術センター等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号を次のように改める。

一 東京都特別区 百分の十八

第十三条の二第二項第二号中「百分の十四」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の四・五」を「百分の四・七五」に改め、同項第五号中「百分の三・二五」を「百分の三・五」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる地域以外に在勤する職員の地域手当の支給地域及び支給割合については、人事委員会規則で定める。

第十三条の二の二中「百分の十四」を「百分の十五」に改める。

第十四条中「ときは」の下に、「勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第十五条第一項中「給与額」の下に「(以下この条において「勤務一時間当たりの給与額」という。)」を加え、同条第二項中「この項」を「この条」に改め、「第十八条に規定する」を削り、同条に次の三項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この条において「第一項勤務」という。)(の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(第二項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第二項勤務」という。)(の時間の合計時間が、一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えてした第一項勤務及び第二項勤務の全時間に対して、第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間当たりの給与額に第一項勤務にあつては、百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)、第二項勤務にあつては、百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えてした第一項勤務及び第二項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時

間一時間につき、勤務一時間当たりの給与額に第一項勤務にあつては、百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合、第二項勤務にあつては、百分の五十から第二項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第二十一条第二項中「百分の百四十、」を「百分の百二十五、」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「特定幹部職員」を「特定管理職員」に、「百分の百二十」を「百分の百五十」に、「百分の百四十を」を「百分の百三十を」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百二十」を「百分の百五十」とあるのは「百分の七十五」に改める。

第二十二条第二項第一号中「百分の七十五(特定幹部職員)」を「百分の七十(特定管理職員)」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合には百分の三十五(特定幹部職員)」を「百分の三十五(特定管理職員)」に改め、「十二月に支給する場合には百分の四十(特定幹部職員)にあつては、百分の五十)」を削る。

(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「給料月額」を「給料月額(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福岡県条例第六十号)の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級

欄及び号給欄に掲げるものである職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員にあつては、当該給料月額に百分の九十九・七五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。(一)に、「職員」を「もの」に改め、同項に次の表を加える。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで
	四級	一号給から四号給まで
医療職給料表(二)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで
医療職給料表(三)	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から四十号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで
研究職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から四号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで

附則第十二条中「経過措置基準額」を「経過措置基準額(福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福岡県条例第六十号)の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員並びに医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員にあつては、当該経過措置基準額に百分の九十九・七五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。(一)に改め、同条に次の表を加える。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで

医療職給料表(二)	三級	一号給から八号給まで
	二級	一号給から五十二号給まで
	一級	一号給から三十二号給まで
	四級	一号給から十六号給まで
医療職給料表(三)	四級	一号給から四号給まで
	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から四十号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
研究職給料表	四級	一号給から四号給まで
	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から四十号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
公安職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで
教育職給料表(二)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで
教育職給料表(三)	特二級	一号給から四号給まで
	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から四十四号給まで
	特二級	一号給から四号給まで

(福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(時間外勤務代休時間)

第九条の二 任命権者は、福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)第十五条第四項、福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年

福岡県条例第五十号（第十四条第四項及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）第十五条第四項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」といふ。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第十一条第一項に規定する勤務日等（同項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第十一条第一項中「（休日）を」（第九条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）に改める。

第十六条第三項中「（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）」、「（昭和三十二年福岡県条例第五十号）」及び「（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）」を削る。

（福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第五条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。  
 第五条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	399,000
2	460,000
3	523,000
4	609,000
5	709,000
6	810,000

第六条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百四十」、「百分の百二十五」に、「百分の百六十」、「百分の百四十五」に、「百分の百六十」を、「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五」に改める。

第七条第五項中「第八条」の下に、「第九条の二」を加える。  
 （福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第七条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。  
 第四条第一項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

第八条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百四十」、「百分の百二十五」に、「百分の百六十」、「百分の百四十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百八十」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正）

2 福岡県職員の給料の調整額に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表イの表四級の項中「10,700円」を「10,500円」に改め、同表イの表五級の項中「11,000円」を「10,700円」に改め、同表ニの表五級の項中「10,800円」を「10,600円」に改め、同表ホの表四級の項中「11,600円」を「11,500円」に改め、同表ハの表一級の項中「9,300円」を「9,100円」に改め、同表ヘの表二級の項中「11,300円」を「11,100円」に改め、同表トの表一級の項中「8,500円」を「8,400円」に改め、同表ナ下の表二級の項中「11,300円」を「11,100円」に改め、同表ヤ下の表三級の項中「11,800円」を「11,700円」に改め、同表チの表四級の項中「11,000円」を「10,800円」に改め、同表子の表八級の項中「12,500円」を「12,400円」に改め、同表子の表九級の項中「13,200円」を「13,100円」に改める。

3 (福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)  
 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項の表中

県職員給与条例第二十一条第四項、警察職員給与条例第二十条第四項及び小学校職員給与条例第二十条第四項	給料	給料の月額を福岡県職員の育児休業等に関する条例第十七条第一項に規定する算出率(以下「算出率」という。)で除して得た額
---	----	--

を

県職員給与条例第十五条第四項、警察職員給与条例第十四条第四項及び小学校職員給与条例第十五条第四項	前項	福岡県職員の育児休業等に関する条例第十七条第二項
県職員給与条例第十五条第五項、警察職員給与条例第十四条第五項及び小学校職員給与条例第十五条第五項	要しない。	要しない。ただし、当該時間が福岡県職員の育児休業等に関する条例第十七条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十分(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額とする。

に

改める。

第二十一条に次の一項を加える。

3 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員に対する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ

同表の下欄に掲げる字句とする。

県職員給与条例第十五条第四項、警察職員給与条例第十四条第四項及び小学校職員給与条例第十五条第四項	前項	福岡県職員の育児休業等に関する条例第二十一条第一項の規定により準用される福岡県職員の育児休業等に関する条例第十七条第二項
県職員給与条例第十五条第五項、警察職員給与条例第十四条第五項及び小学校職員給与条例第十五条第五項	要しない。	要しない。ただし、当該時間が福岡県職員の育児休業等に関する条例第二十一条第一項の規定により準用される福岡県職員の育児休業等に関する条例第十七条第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間である場合にあつては、勤務一時間当たりの給与額に百分の百五十分(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から百分の百(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五)を減じた割合を乗じて得た額とする。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十一号

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

例

福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百四十、」を「百分の百二十五」に、「百分の百六十、」を「百分の百四十五」に、「「百分の百六十」」を「「百分の百五十」」に、「百分の百

七十五」を「百分の百六十五」に改める。

附則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例をここに公布する。

平成二十一年十二月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十二号

平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当及び勤勉手当の額を定める条例

（平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の期末手当の額）

第一条 職員（福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第四十一号）

以下「県職員給与条例」という。）第二条、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第五十号。以下「警察職員給与条例」という。）第二条及び福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第五十一号。以下「学校職員給与条例」という。）第二条に規定する職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣される福岡県職員の処遇等に関する条例（昭和三十三年福岡県条例第一号。以下「外国派遣条例」という。）第二条第一項及び公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成十三年福岡県条例第五十号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣された職員並びに福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。）第三条及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。）第二条第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、県職員給与条例第二十一条第二項、警察職員給与条例第二十条第二項及び学校職員給与条例第二十条第二項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百三十五」と

、「百分の百四十」とあるのは「百分の百十五」と、県職員給与条例第二十一条第三項、警察職員給与条例第二十条第三項及び学校職員給与条例第二十条第三項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」とあるのは「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とあるのは「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の六十五」と、任期付研究員条例第六条第二項及び任期付職員条例第五条第二項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」とあるのは「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」とし、これらの規定、県職員給与条例第二十三条第一項から第三項まで、第五項及び第七項、警察職員給与条例第二十二條第一項から第三項まで、第五項及び第七項、学校職員給与条例第二十二條第一項から第三項まで、第五項及び第七項、外国派遣条例第四条第一項並びに公益的法人派遣条例第四条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成二十一年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、医療職給料表（一）若しくは任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員若しくは同条第一項若しくは任期付職員条例第四条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（同年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（県職員給与条例第十三条の五第二項、警察職員給与条例第十二条の五第二項及び学校職員給与条例第十三条の五第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）、管理職手当、特地勤務手当（警察職員給与条例第二十三条の二の二に規定するこれに準ずる手当

を含む。）、へき地手当（学校職員給与条例第二十三条の四に規定するこれに準ずる手当を含む。）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年福岡県条例第四十二号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の二・二五を乗じて得た額に、同年四月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月までの月数（同年四月一日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで
医療職給料表(一)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで
医療職給料表(二)	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から四十四号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで
研究職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで
公安職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から四十四号給まで
	三級	一号給から三十二号給まで
	四級	一号給から十六号給まで
教育職給料表(一)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から四十四号給まで

教育職給料表(三)	
特二級	一号給から四号給まで
二級	一号給から四十四号給まで
一級	一号給から五十二号給まで
特一級	一号給から四号給まで
一級	一号給から三十二号給まで

二 平成二十一年六月一日において減額改定対象職員であつた者（任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の二・二五を乗じて得た額

三 平成二十一年十二月一日において減額改定対象職員であつた者の基準額及び同月に支給される勤勉手当、任期付研究員業績手当又は特定任期付職員業績手当の合計額に百分の二・二五を乗じて得た額

2 平成二十一年四月一日から同年十二月一日までの間において福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）の適用を受けていた者から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十七年福岡県条例第五十二号）の適用を受ける者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。

第二条 福岡県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号。以下「特別職給与条例」という。）第四条第一項に規定する常勤職員に平成二十一年十二月に支給する期末手当の額は、特別職給与条例第四条第四項中「百分の百七十五」とあるのは「百分の百五十」とし、同項の規定により算定される期末手当の額とする。

（平成二十一年十二月に支給する福岡県職員等の勤勉手当の額）

第三条 県職員給与条例第二条、警察職員給与条例第二条及び学校職員給与条例第二条に規定する職員に平成二十一年十二月に支給する勤勉手当の額は、県職員給与条例第二十二條第二項、警察職員給与条例第二十一條第二項及び学校職員給与条例第二十一條第二項中「百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）」とあるのは

「六月に支給する場合には百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）、十二月に支給する場合には百分の六十五（特定幹部職員にあつては、百分の八十五）」と、「六月に支給する場合には百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）」とあるのは「百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）」とし、これらの規定、県職員給与条例第二十三条第一項、警察職員給与条例第二十二條第一項及び学校職員給与条例第二十二條第一項の規定により算定される勤勉手当の額とする。

（人事委員会規則への委任）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用の特例）

2 国又は他の地方公共団体の常時勤務に服することを要する公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、平成二十一年六月二日以降に職員となつた場合の当該職員に対する第一条の適用については、同条の規定による読替え後の各割合にそれぞれ百分の二十を加算した割合の範囲内で人事委員会の承認を得た割合を当該読替え後の各割合とみなすことができる。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月七日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第六十三号

福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号

）の一部を次のように改正する。

第十三条の三第二項中「四千九百円」を「四千五百円」に改める。

第二十一条の二第二項中「一万五千九百円」を「一万千七百円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

## 別表第1 (第6条関係) 教育職給料表

## イ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	423,800
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	425,700
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	427,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	429,500
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	431,400
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	433,300
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	435,200
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	437,100
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	438,900
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	440,700
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	442,600
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	444,500
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	446,300
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	448,200
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	450,100
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	452,000
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	453,800
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	455,700
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	457,600
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	459,500
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	461,300
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	463,200
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	465,100
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	467,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,900	468,800
	26	197,600	247,100	321,200	383,900	470,500
	27	199,300	249,900	323,600	385,900	472,200
	28	201,000	252,700	326,000	387,900	473,900
	29	202,500	255,500	328,400	389,800	475,700
	30	204,200	258,100	330,500	391,800	477,400
	31	205,900	260,700	332,700	393,800	479,000
	32	207,600	263,300	334,900	395,800	480,700
	33	209,200	265,700	337,100	397,700	482,400
	34	211,000	268,300	339,300	399,400	483,400
	35	212,800	270,800	341,500	401,200	484,400
	36	214,600	273,300	343,700	403,000	485,400
	37	216,300	275,800	345,900	404,600	486,500
	38	218,100	278,400	348,100	406,200	487,500
	39	219,900	281,000	350,300	407,800	488,500
	40	221,700	283,600	352,500	409,400	489,500
	41	223,600	286,100	354,700	411,100	490,600
	42	225,400	288,700	356,800	412,700	491,600
	43	227,200	291,200	358,900	414,300	492,600
	44	229,000	293,700	361,000	415,900	493,600

	45	230,900	296,000	363,100	417,600	494,700
	46	232,600	298,700	365,200	419,200	
	47	234,300	301,400	367,200	420,800	
	48	236,000	304,100	369,300	422,400	
	49	237,600	306,600	371,400	424,100	
	50	239,300	309,100	373,400	425,700	
	51	241,000	311,600	375,400	427,300	
	52	242,700	314,100	377,400	428,900	
	53	244,100	316,500	379,400	430,600	
	54	245,800	318,700	381,200	432,200	
	55	247,400	320,900	383,000	433,800	
	56	249,100	323,100	384,800	435,400	
	57	250,600	325,400	386,600	437,100	
	58	252,200	327,600	388,300	438,700	
	59	253,800	329,800	390,000	440,200	
	60	255,400	331,900	391,700	441,800	
	61	257,000	334,100	393,400	443,500	
	62	258,600	336,300	394,900	445,100	
	63	260,200	338,500	396,400	446,700	
	64	261,700	340,700	397,900	448,300	
	65	263,200	342,900	399,400	450,000	
	66	264,900	345,100	400,900	451,600	
	67	266,500	347,300	402,400	453,200	
	68	268,200	349,500	403,900	454,800	
	69	269,700	351,500	405,400	456,400	
	70	271,200	353,600	406,800	458,000	
	71	272,700	355,700	408,200	459,600	
	72	274,200	357,800	409,600	461,200	
	73	275,500	359,800	411,000	462,700	
	74	276,900	361,800	412,400	463,700	
	75	278,300	363,800	413,800	464,700	
	76	279,700	365,700	415,200	465,700	
	77	281,100	367,700	416,600	466,500	
	78	282,300	369,400	418,000	467,500	
	79	283,500	371,100	419,300	468,500	
	80	284,700	372,800	420,700	469,500	
	81	286,000	374,500	422,100	470,300	
	82	287,200	376,000	423,400	471,300	
	83	288,400	377,500	424,700	472,300	
	84	289,600	379,000	426,000	473,300	
	85	290,900	380,500	427,300	474,100	
	86	292,100	382,000	428,500		
	87	293,300	383,500	429,700		
	88	294,500	385,000	430,900		
	89	295,700	386,500	432,100		
	90	296,900	387,900	433,200		
	91	298,100	389,300	434,300		
	92	299,300	390,700	435,400		
	93	300,300	392,200	436,500		
	94	301,500	393,500	437,600		

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

95	302,700	394,800	438,700
96	303,900	396,100	439,800
97	304,900	397,500	440,900
98	306,000	398,600	441,700
99	307,100	399,700	442,500
100	308,200	400,800	443,300
101	309,100	401,900	444,100
102	310,200	403,000	444,700
103	311,300	404,100	445,300
104	312,400	405,200	445,900
105	313,300	406,100	446,500
106	314,200	407,100	447,100
107	315,100	408,100	447,700
108	316,000	409,100	448,300
109	317,000	410,000	448,900
110	317,600	410,900	
111	318,200	411,800	
112	318,800	412,700	
113	319,500	413,400	
114	320,000	414,200	
115	320,500	415,000	
116	321,000	415,800	
117	321,600	416,600	
118	322,100	417,400	
119	322,600	418,100	
120	323,100	418,900	
121	323,700	419,700	
122	324,200	420,200	
123	324,700	420,700	
124	325,200	421,200	
125	325,800	421,600	
126	326,200	422,100	
127	326,600	422,600	
128	327,000	423,100	
129	327,300	423,500	
130	327,700	424,000	
131	328,100	424,500	
132	328,500	425,000	
133	328,700	425,400	
134	329,000	425,900	
135	329,300	426,400	
136	329,600	426,900	
137	330,000	427,300	
138	330,200	427,800	
139	330,500	428,300	
140	330,800	428,800	
141	331,100	429,200	
142	331,400	429,700	
143	331,700	430,200	
144	332,000	430,700	

	145	332,300	431,100			
	146	332,600	431,600			
	147	332,900	432,100			
	148	333,200	432,600			
	149	333,400	433,000			
	150	333,700				
	151	334,000				
	152	334,300				
	153	334,500				
	154	334,800				
	155	335,100				
	156	335,400				
	157	335,600				
	158	335,900				
	159	336,200				
	160	336,500				
	161	336,700				
	162	337,000				
	163	337,300				
	164	337,600				
	165	337,800				
	166	338,100				
	167	338,400				
	168	338,700				
	169	338,900				
	170	339,200				
	171	339,500				
	172	339,800				
	173	340,000				
	174	340,300				
	175	340,600				
	176	340,900				
	177	341,100				
再任用職員		234,900	278,900	308,300	337,300	423,800

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

□ 教育職給料表(三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	413,400
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	415,000
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	416,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	418,200
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	419,900
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	421,500
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	423,100
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	424,700
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	426,200
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	427,600
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	429,000
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	430,400
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	431,800
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	433,200
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	434,600
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	436,000
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	437,300
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	438,700
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	440,000
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	441,400
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	442,700
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	444,100
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	445,500
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	446,900
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	448,200
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	449,500
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	450,800
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	452,100
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	453,400
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	454,600
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	455,800
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	457,000
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	458,200
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	459,100
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	460,000
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	460,900
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	461,800
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	462,700
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	463,600
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	464,500
	41	222,600	255,500	353,500	377,700	465,400
	42	224,400	258,100	355,300	379,300	466,300
	43	226,200	260,700	357,100	380,900	467,200
	44	228,000	263,300	358,900	382,500	468,100
	45	229,900	265,700	360,700	384,100	469,000

	46	231,600	268,300	362,400	385,700
	47	233,300	270,800	364,100	387,300
	48	235,000	273,300	365,700	388,900
	49	236,700	275,800	367,400	390,400
	50	238,400	278,400	369,100	391,900
	51	240,100	281,000	370,800	393,400
	52	241,800	283,600	372,500	394,900
	53	243,100	286,100	374,200	396,500
	54	244,800	288,700	375,700	397,900
	55	246,400	291,200	377,200	399,200
	56	248,100	293,700	378,700	400,600
	57	249,600	296,000	380,200	402,100
	58	251,100	298,700	381,600	403,500
	59	252,600	301,400	383,000	404,900
	60	254,100	304,100	384,400	406,300
	61	255,700	306,600	385,800	407,600
	62	257,200	309,100	387,100	409,000
	63	258,700	311,600	388,400	410,400
	64	260,100	314,100	389,700	411,800
	65	261,400	316,500	391,000	413,000
	66	263,000	318,700	392,200	414,200
	67	264,600	320,900	393,400	415,400
	68	266,100	323,100	394,600	416,600
	69	267,800	325,400	395,800	417,700
	70	269,300	327,600	397,000	418,900
	71	270,800	329,800	398,200	420,100
	72	272,300	331,900	399,400	421,300
	73	273,600	334,100	400,600	422,300
	74	274,900	336,300	401,700	423,100
	75	276,200	338,500	402,800	423,900
	76	277,500	340,700	403,900	424,700
	77	278,900	342,700	405,000	425,600
	78	280,100	344,600	406,000	426,400
	79	281,300	346,500	407,000	427,200
	80	282,500	348,400	408,000	428,000
	81	283,800	350,200	409,000	428,800
	82	285,000	352,000	409,800	429,500
	83	286,200	353,800	410,600	430,200
	84	287,400	355,600	411,400	430,900
	85	288,500	357,300	412,200	431,600
	86	289,500	359,000	413,000	432,300
	87	290,500	360,700	413,800	433,000
	88	291,500	362,400	414,600	433,700
	89	292,600	364,100	415,400	434,400
	90	293,500	365,400	416,100	435,100
	91	294,400	366,800	416,800	435,800
	92	295,300	368,200	417,500	436,500
	93	296,000	369,700	418,100	437,000
	94	296,800	371,000	418,800	437,700
	95	297,600	372,300	419,500	438,400

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

96	298,400	373,600	420,200	439,000
97	299,300	375,000	420,900	439,500
98	300,100	376,100	421,500	440,200
99	300,900	377,200	422,100	440,900
100	301,700	378,300	422,600	441,600
101	302,600	379,500	423,100	442,100
102	303,100	380,600	423,700	
103	303,600	381,700	424,300	
104	304,100	382,800	424,800	
105	304,600	383,800	425,300	
106	305,000	384,800	425,900	
107	305,400	385,800	426,500	
108	305,800	386,800	427,000	
109	306,000	387,700	427,500	
110	306,400	388,700		
111	306,800	389,700		
112	307,200	390,700		
113	307,400	391,500		
114	307,700	392,400		
115	308,000	393,300		
116	308,300	394,200		
117	308,600	395,200		
118	308,900	396,000		
119	309,200	396,800		
120	309,500	397,600		
121	309,700	398,400		
122	310,000	399,200		
123	310,300	400,000		
124	310,600	400,800		
125	310,800	401,500		
126	311,100	402,200		
127	311,400	402,900		
128	311,700	403,600		
129	311,900	404,400		
130	312,200	405,100		
131	312,500	405,800		
132	312,800	406,500		
133	313,000	407,000		
134	313,300	407,600		
135	313,600	408,200		
136	313,900	408,800		
137	314,100	409,200		
138		409,800		
139		410,400		
140		411,000		
141		411,400		
142		412,000		
143		412,600		
144		413,200		
145		413,600		

	146		414,200			
	147		414,800			
	148		415,400			
	149		415,800			
	150		416,400			
	151		417,000			
	152		417,600			
	153		418,000			
	154		418,600			
	155		419,200			
	156		419,800			
	157		420,200			
	158		420,800			
	159		421,400			
	160		422,000			
	161		422,400			
再任用職員		226,000	275,500	303,200	330,400	413,400

- 備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずる学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第6条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100
	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500	
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200	
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900	
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400	
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000	
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700	
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400	
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900	
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600	
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300	
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000	
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500	
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200	
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900	
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600	
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100	
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500		
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200		
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900		
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400		
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100		
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800		
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500		
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000		
86	239,700	295,900	344,700	386,100	403,700		
87	240,400	296,300	345,200	386,700	404,400		
88	241,100	296,700	345,700	387,300	405,100		
89	241,900	297,000	346,100	388,000	405,600		
90	242,400	297,400	346,600	388,600	406,300		
91	242,900	297,800	347,100	389,200	407,000		
92	243,400	298,200	347,600	389,800	407,700		
93	243,700	298,400	347,900	390,500	408,200		
94		298,800	348,400	391,100			

95		299,200	348,900	391,700			
96		299,600	349,400	392,300			
97		299,800	349,700	393,000			
98		300,200	350,200	393,600			
99		300,600	350,700	394,200			
100		301,000	351,200	394,800			
101		301,200	351,500	395,500			
102		301,600	351,900	396,100			
103		302,000	352,300	396,700			
104		302,400	352,700	397,300			
105		302,600	353,200	398,000			
106		303,000	353,600				
107		303,400	354,000				
108		303,800	354,400				
109		304,000	354,900				
110		304,400	355,300				
111		304,800	355,700				
112		305,200	356,100				
113		305,400	356,600				
114		305,800					
115		306,200					
116		306,600					
117		306,800					
118		307,100					
119		307,400					
120		307,700					
121		308,100					
122		308,400					
123		308,700					
124		309,000					
125		309,400					
再任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3 (第6条関係) 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400
46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100
47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800
48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500
49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300
50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000
51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700
52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400
53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100
54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800
55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500
56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200
57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800
58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500
59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200
60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900
61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400
62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000
63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700
64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400
65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900
66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400	420,600
67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100	421,300
68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800	422,000
69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300	422,500
70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900	
71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500	
72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100	
73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800	
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400	
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000	
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600	
77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300	
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900	
79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500	
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100	
81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800	
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400	
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000	
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600	
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300	
86		292,600	330,100	352,100		
87		292,900	330,400	352,500		
88		293,200	330,800	352,900		
89		293,600	331,300	353,400		
90		293,900	331,700	353,800		
91		294,200	332,100	354,200		
92		294,500	332,500	354,600		

93			294,900	333,000	355,100		
94			295,200	333,400	355,500		
95			295,500	333,800	355,900		
96			295,800	334,200	356,300		
97			296,200	334,400	356,800		
98			296,500	334,800	357,200		
99			296,800	335,200	357,600		
100			297,100	335,600	358,000		
101			297,500	335,800	358,500		
102			297,800	336,200	358,900		
103			298,100	336,600	359,300		
104			298,400	337,000	359,700		
105			298,700	337,200	360,200		
106				337,600			
107				338,000			
108				338,400			
109				338,600			
110				339,000			
111				339,400			
112				339,800			
113				340,000			
再任用職員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700

備考 この表は、福岡県公立学校に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十三条の二第二項第一号を次のように改める。

一 東京都特別区 百分の十八

第十三条の二第二項第二号中「百分の十四」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の四・五」を「百分の四・七五」に改め、同項第五号中「百分の三・二五」を「百分の三・五」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる地域以外に在勤する職員の地域手当の支給地域及び支給割合については、人事委員会規則で定める。

第十四条中「ときは」の下に、「勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第十五条第一項中「給与額」の下に、「(以下この条において「勤務一時間当たりの給与額」といふ。）」を加え、同条第二項中「この項」を「この条」に改め、「第十八条に規定する」を削り、同条に次の三項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この条において「第一項勤務」といふ。 )の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(第二項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第二項勤務」といふ。 )の時間の合計時間が、一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えてした第一項勤務及び第二項勤務の全時間に対して、第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 )及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの給与額に第一項勤務にあつては、百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)、第二項勤務にあつては、百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えてした第一項勤務及び第二項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、勤務一時間当たりの給与額に第一項勤務にあつては、百分の百五

十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合、第二項勤務にあつては、百分の五十から第二項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第二十条第二項中「百分の百四十、」を「百分の百二十五、」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「特定幹部職員」を「特定管理職員」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の百四十を」を「百分の百三十を」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百二十」を「百分の百五、」に、「百分の六十五」を「百分の五十五、」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十五(特定幹部職員)を「百分の七十(特定管理職員)に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員)を「百分の三十五(特定管理職員)に改め、「十二月に支給する場合には百分の四十(特定幹部職員)にあつては、百分の五十)」を削る。

(福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「給料月額に」を「給料月額(福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福岡県条例第六十三号)の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあつては、当該給料月

額に百分の九十九・七五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。( ) に、「職員」を「もの」に改め、同項に次の表を加える。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表(二)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十一号給まで
教育職給料表(三)	特二級	一号給から四号給まで
	一級	一号給から五十一号給まで
行政職給料表	二級	一号給から四十四号給まで
	特二級	一号給から四号給まで
医療職給料表(二)	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで
行政職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで
	四級	一号給から四号給まで

(福岡県職員の給料の調整額に関する条例の一部改正)

第四条 福岡県職員の給料の調整額に関する条例(昭和三十一年福岡県条例第六十六号)

( )の一部を次のように改正する。

第一条の表中

特殊生徒児童を収容する学校	直接教育に従事することを本務とする職員	二
県立特別支援学校及び市町村立特別支援学校	(1) 直接教育に従事することを本務とする職員で福岡県公立学校職員の給与に関する条例第十一條の三に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員	一
	(2) 直接教育に従事することを本務とする職員で(1)に掲げる職員以外の職員	二

を

小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程	(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一條に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四百十條に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	二
----------------------	---	---

県立特別支援学校及び市町村立特別支援学校	(1) 直接教育に従事することを本務とする職員で福岡県公立学校職員の給与に関する条例第十一條の三に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職を占める職員 (2) 直接教育に従事することを本務とする職員で(1)に掲げる職員以外の職員	一・五
特殊生徒児童を収容する学校	直接教育に従事することを本務とする職員	一・五
小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程	(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十一條に規定する特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 (2) 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第四百十條に規定する特別の教育課程による教育を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員	一・五

改める。

附則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

に

福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十二月七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県条例第六十四号

福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県警察職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第二項中「四千九百円」を「四千五百円」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係) 公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,700
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	430,600
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	432,500
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	434,400
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	394,100	436,200
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	396,200	438,100
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	398,300	439,900
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	400,300	441,800
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	402,200	443,500
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	404,300	445,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	406,400	447,100
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	408,500	448,900
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	410,400	450,500
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	412,500	452,300
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	414,600	454,100
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,700	455,900
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,300	418,800	457,500
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,400	420,700	459,300
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,500	422,600	461,100
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,600	424,500	462,900
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,500	426,300	464,500
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,600	428,000	466,300
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,700	429,700	468,100
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,800	431,400	469,900
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,600	400,700	433,000	471,500
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,700	402,800	434,600	473,000
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,800	404,900	436,200	474,500
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,900	407,000	437,800	476,000
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	381,000	408,900	439,100	477,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	383,100	410,800	440,800	478,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,200	412,700	442,500	478,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,300	414,600	444,200	479,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,800	389,200	416,600	445,700	480,300
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,900	391,300	418,200	447,400	481,100
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,900	393,400	419,900	449,100	481,900
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	368,000	395,500	421,600	450,800	482,700
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	370,000	397,400	423,200	452,300	483,300
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	372,100	399,000	424,700	453,100	484,100
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,200	400,600	426,200	453,900	484,900
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,300	402,200	427,700	454,700	485,700

	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,300	403,700	429,300	455,300	486,300
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,400	404,900	430,600	456,000	487,100
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,500	406,100	431,900	456,700	487,900
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,600	407,300	433,200	457,400	488,700
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,500	408,600	434,500	458,200	489,300
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,300	409,800	435,300	458,900	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	390,100	411,000	436,100	459,600	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,900	412,200	436,900	460,300	
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,700	413,500	437,600	461,000	
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,900	414,300	438,400	461,700	
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	396,100	415,100	439,200	462,400	
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,300	415,900	440,000	463,100	
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,600	416,600	440,600	463,800	
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,800	417,300	441,300	464,500	
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	401,000	418,000	442,000	465,200	
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	402,200	418,600	442,700	465,900	
	57	254,900	271,200	294,700	343,500	403,500	419,400	443,400	466,600	
	58	256,200	272,900	296,500	345,200	404,300	420,000	444,100	467,300	
	59	257,500	274,600	298,300	346,900	405,100	420,600	444,800	468,000	
	60	258,800	276,300	300,100	348,600	405,900	421,200	445,500	468,700	
再任職員以外の職員	61	260,100	277,900	301,700	350,300	406,600	421,800	446,200	469,400	
	62	261,500	279,500	303,500	352,000	407,300	422,400	446,800		
	63	262,900	281,100	305,300	353,700	408,000	423,000	447,400		
	64	264,300	282,700	307,100	355,400	408,700	423,600	448,000		
	65	265,700	284,300	308,700	357,100	409,200	424,200	448,700		
	66	267,000	285,800	310,400	358,700	409,900	424,800	449,300		
	67	268,400	287,300	312,100	360,300	410,600	425,400	449,900		
	68	269,800	288,800	313,800	361,900	411,300	426,000	450,500		
	69	271,000	290,400	315,400	363,400	411,800	426,600	451,200		
	70	272,400	292,000	316,900	364,900	412,400	427,200	451,800		
	71	273,800	293,600	318,400	366,300	413,000	427,800	452,400		
	72	275,200	295,200	319,900	367,800	413,600	428,400	453,000		
	73	276,700	296,600	321,200	369,300	414,200	429,000	453,700		
	74	278,100	298,100	322,900	370,800	414,800	429,600	454,300		
	75	279,500	299,600	324,600	372,300	415,400	430,200	454,900		
	76	280,900	301,100	326,300	373,800	416,000	430,800	455,500		
	77	282,100	302,400	328,100	375,200	416,600	431,400	456,200		
	78	283,300	303,900	329,800	376,400	417,200	432,000			
	79	284,500	305,400	331,400	377,600	417,800	432,600			
	80	285,700	306,900	333,100	378,800	418,300	433,200			
	81	287,000	308,400	334,800	380,100	418,900	433,800			
	82	288,300	309,800	336,500	381,300	419,500	434,400			
	83	289,600	311,200	338,200	382,500	420,100	435,000			
	84	290,900	312,600	339,900	383,700	420,700	435,600			

85	292,300	314,000	341,600	385,000	421,300	436,200
86	293,500	315,500	343,200	385,600	421,900	436,800
87	294,700	317,000	344,800	386,200	422,500	437,400
88	295,900	318,500	346,400	386,800	423,100	438,000
89	297,100	320,000	347,900	387,500	423,700	438,600
90	298,300	321,500	349,400	388,100	424,300	
91	299,500	323,000	350,900	388,700	424,900	
92	300,700	324,500	352,400	389,300	425,500	
93	301,700	325,800	353,900	389,800	426,100	
94	303,000	327,200	355,400	390,400	426,700	
95	304,300	328,600	356,900	391,000	427,300	
96	305,600	330,000	358,400	391,600	427,900	
97	306,700	331,400	359,800	392,100	428,500	
98	307,900	332,800	361,000	392,700		
99	309,100	334,200	362,200	393,300		
100	310,300	335,600	363,400	393,900		
101	311,500	337,100	364,700	394,400		
102	312,600	338,400	365,800	395,000		
103	313,700	339,700	367,000	395,600		
104	314,800	341,000	368,200	396,200		
105	315,800	342,200	369,500	396,700		
106	316,500	343,300	370,100	397,200		
107	317,200	344,400	370,700	397,700		
108	317,900	345,500	371,300	398,200		
109	318,600	346,700	372,000	398,600		
110	319,300	347,700	372,600	399,100		
111	320,000	348,700	373,200	399,600		
112	320,700	349,700	373,800	400,100		
113	321,500	350,800	374,300	400,500		
114	322,300	351,800	374,900	401,000		
115	323,100	352,800	375,500	401,500		
116	323,900	353,800	376,100	402,000		
117	324,500	354,900	376,600	402,400		
118	325,300	355,500	377,200	402,900		
119	326,100	356,100	377,800	403,400		
120	326,900	356,700	378,400	403,900		
121	327,600	357,200	378,800	404,300		
122	328,100	357,700	379,400	404,800		
123	328,600	358,200	380,000	405,300		
124	329,100	358,700	380,600	405,800		
125	329,400	359,200	381,100	406,200		
126		359,700	381,600	406,700		
127		360,200	382,100	407,200		
128		360,700	382,600	407,700		
129		361,200	382,900	408,100		

	130		361,700	383,400	408,600					
	131		362,200	383,900	409,100					
	132		362,700	384,400	409,600					
	133		363,200	384,700	410,000					
	134		363,700	385,200	410,500					
	135		364,200	385,700	411,000					
	136		364,700	386,200	411,500					
	137		365,000	386,500	411,900					
	138		365,400	387,000						
	139		365,900	387,500						
	140		366,400	388,000						
	141		366,700	388,300						
	142		367,200							
	143		367,700							
	144		368,200							
	145		368,500							
再任用職員		240,200	252,100	256,400	292,600	310,000	324,700	349,100	385,300	418,100

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2 (第6条関係) 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
	38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
	39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
	40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400

	41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
	42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
	43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
	44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
	45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
	46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
	47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
	48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
	49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
	50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
	51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
	52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
	53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
	54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
	55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
	56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
	57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
	58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
	59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
	60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
再任職員以外の職員	61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
	62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
	63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
	64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
	65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
	66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
	67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
	68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		
	69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		
	70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600		
	71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300		
	72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000		
	73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500		
	74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200		
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200				
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900				
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400				
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100				
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800				
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500				

85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000				
86	239,700	295,900	344,700	386,100	403,700				
87	240,400	296,300	345,200	386,700	404,400				
88	241,100	296,700	345,700	387,300	405,100				
89	241,900	297,000	346,100	388,000	405,600				
90	242,400	297,400	346,600	388,600	406,300				
91	242,900	297,800	347,100	389,200	407,000				
92	243,400	298,200	347,600	389,800	407,700				
93	243,700	298,400	347,900	390,500	408,200				
94		298,800	348,400	391,100					
95		299,200	348,900	391,700					
96		299,600	349,400	392,300					
97		299,800	349,700	393,000					
98		300,200	350,200	393,600					
99		300,600	350,700	394,200					
100		301,000	351,200	394,800					
101		301,200	351,500	395,500					
102		301,600	351,900	396,100					
103		302,000	352,300	396,700					
104		302,400	352,700	397,300					
105		302,600	353,200	398,000					
106		303,000	353,600						
107		303,400	354,000						
108		303,800	354,400						
109		304,000	354,900						
110		304,400	355,300						
111		304,800	355,700						
112		305,200	356,100						
113		305,400	356,600						
114		305,800							
115		306,200							
116		306,600							
117		306,800							
118		307,100							
119		307,400							
120		307,700							
121		308,100							
122		308,400							
123		308,700							
124		309,000							
125		309,400							
再任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第3 (第6条関係) 医療職給料表

## イ 医療職給料表(二)

職員 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900

再任職  
以外  
の  
職員

39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100
40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400
42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200
43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800
45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400
46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100
47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800
48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500
49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300
50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000
51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700
52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400
53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100
54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800
55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500
56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200
57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800
58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500
59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200
60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900
61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400
62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000
63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700
64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400
65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900
66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400	420,600
67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100	421,300
68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800	422,000
69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300	422,500
70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900	
71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500	
72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100	
73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800	
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400	
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000	
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600	
77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300	
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900	
79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500	
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100	
81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800	

82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400	
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000	
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600	
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300	
86		292,600	330,100	352,100		
87		292,900	330,400	352,500		
88		293,200	330,800	352,900		
89		293,600	331,300	353,400		
90		293,900	331,700	353,800		
91		294,200	332,100	354,200		
92		294,500	332,500	354,600		
93		294,900	333,000	355,100		
94		295,200	333,400	355,500		
95		295,500	333,800	355,900		
96		295,800	334,200	356,300		
97		296,200	334,400	356,800		
98		296,500	334,800	357,200		
99		296,800	335,200	357,600		
100		297,100	335,600	358,000		
101		297,500	335,800	358,500		
102		297,800	336,200	358,900		
103		298,100	336,600	359,300		
104		298,400	337,000	359,700		
105		298,700	337,200	360,200		
106			337,600			
107			338,000			
108			338,400			
109			338,600			
110			339,000			
111			339,400			
112			339,800			
113			340,000			
再任用職員	187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700

備考 この表は、警察本部等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

## □ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600

	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300
	45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400
	47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000
	48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600
	49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300
	50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900
	51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500
	52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100
	53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600
	54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100
	55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600
	56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100
	57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400
	58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300
	59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200
	60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100
	61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
	62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
	63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
	64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
	65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
	66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
	67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
	68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
	69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
	70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	449,600
	71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	450,400
	72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	451,200
	73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	452,000
	74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	452,800
	75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	453,600
	76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	454,400
	77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	455,200
	78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	
	79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
	80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
再任職員以外の職員	81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
	82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
	83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
	84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	
	85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100	

86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	403,300
95	284,600	319,400	354,800	373,900	403,900
96	285,600	320,200	355,500	374,400	404,500
97	286,700	320,900	356,000	375,000	405,000
98	287,600	321,600	356,500	375,500	405,600
99	288,500	322,300	357,000	376,000	406,200
100	289,400	323,000	357,500	376,500	406,800
101	290,200	323,500	358,100	377,100	407,300
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,400			
128	302,500	334,800			
129	302,700	335,100			
130	303,100	335,500			
131	303,500	335,900			

132	303,900	336,300				
133	304,100	336,600				
134	304,500	337,000				
135	304,900	337,400				
136	305,300	337,800				
137	305,500	338,100				
138	305,900	338,500				
139	306,300	338,900				
140	306,700	339,300				
141	306,900	339,600				
142	307,300	340,000				
143	307,700	340,400				
144	308,100	340,800				
145	308,300	341,100				
146	308,700	341,500				
147	309,100	341,900				
148	309,500	342,300				
149	309,700	342,600				
150	310,000	343,000				
151	310,300	343,400				
152	310,600	343,800				
153	311,000	344,100				
154	311,300					
155	311,600					
156	311,900					
157	312,300					
158	312,600					
159	312,900					
160	313,200					
161	313,600					
162	313,900					
163	314,200					
164	314,500					
165	314,900					
166	315,200					
167	315,500					
168	315,800					
169	316,200					
再任用職員	234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100

備考 この表は、警察本部等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第6条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,600
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,500
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	409,400
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	412,300
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	415,000
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,800
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	420,600
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	423,400
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	426,300
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	429,100
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,900
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,700
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	437,600
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	440,300
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	443,100
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,900
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,800
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	451,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	454,200
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,900
	25	176,900	245,100	336,500	381,000	459,700
	26	179,000	247,800	338,400	383,000	462,300
	27	181,100	250,500	340,300	385,000	464,900
	28	183,200	253,200	342,200	387,000	467,500
	29	185,200	256,000	344,200	388,900	470,100
	30	187,000	258,400	345,900	390,900	472,700
	31	188,800	260,800	347,600	392,900	475,300
	32	190,600	263,200	349,300	394,900	477,900
	33	192,400	265,200	350,800	396,700	480,200
	34	194,300	267,700	352,300	398,500	482,700
	35	196,200	270,100	353,800	400,200	485,200
	36	198,100	272,500	355,300	402,000	487,700
	37	199,800	274,700	356,700	403,700	490,300
	38	201,700	276,600	358,100	405,300	492,800
	39	203,600	278,500	359,500	406,900	495,300
	40	205,500	280,400	360,900	408,500	497,800
	41	207,500	282,100	362,100	410,100	500,400
	42	209,400	283,400	363,400	411,700	502,700
	43	211,300	284,700	364,700	413,300	505,000
	44	213,200	286,000	365,900	414,900	507,300

再任職員以外の職員

45	215,100	287,000	367,200	416,500	509,400
46	217,100	288,300	368,500	418,100	511,000
47	219,100	289,600	369,800	419,700	512,600
48	221,100	290,900	371,100	421,300	514,200
49	222,900	292,300	372,200	422,700	515,900
50	224,900	293,600	373,500	424,200	517,400
51	226,900	294,900	374,800	425,700	518,800
52	228,900	296,200	376,100	427,200	520,300
53	230,700	297,400	377,200	428,700	521,600
54	232,700	298,700	378,300	430,100	522,800
55	234,700	300,000	379,400	431,500	524,000
56	236,700	301,300	380,500	432,900	525,200
57	238,400	302,400	381,400	434,100	526,400
58	239,900	303,600	382,300	435,500	527,400
59	241,300	304,800	383,200	436,900	528,400
60	242,800	306,000	384,100	438,300	529,400
61	244,100	307,100	384,800	439,400	530,500
62	245,500	308,200	385,700	440,400	531,400
63	246,900	309,300	386,600	441,400	532,300
64	248,300	310,400	387,500	442,400	533,200
65	249,800	311,600	388,200	443,300	534,200
66	251,200	312,700	389,000	444,200	535,100
67	252,600	313,800	389,800	445,100	536,000
68	254,000	314,900	390,600	446,000	536,900
69	255,300	316,100	391,400	446,700	537,900
70	256,800	317,200	392,100	447,600	538,800
71	258,300	318,300	392,800	448,500	539,700
72	259,800	319,400	393,500	449,400	540,600
73	261,200	320,500	394,300	450,100	541,600
74	262,600	321,600	395,000		
75	264,000	322,700	395,700		
76	265,400	323,800	396,400		
77	266,500	324,900	397,200		
78	267,800	325,900	397,900		
79	269,100	326,900	398,600		
80	270,400	327,900	399,300		
81	271,800	329,000	400,000		
82	273,100	329,800	400,700		
83	274,400	330,500	401,400		
84	275,700	331,300	402,100		
85	276,900	332,200	402,700		
86	278,200	332,800	403,400		
87	279,500	333,400	404,100		
88	280,800	334,000	404,800		
89	281,900	334,400	405,400		
90	283,100	335,000			
91	284,300	335,600			
92	285,500	336,200			
93	286,600	336,600			

	94	287,600	337,100			
	95	288,600	337,600			
	96	289,600	338,100			
	97	290,400	338,700			
	98	291,300	339,200			
	99	292,200	339,700			
	100	293,100	340,200			
	101	294,000	340,800			
	102	294,700	341,300			
	103	295,400	341,800			
	104	296,100	342,300			
	105	296,900	342,900			
	106	297,400	343,400			
	107	297,900	343,900			
	108	298,400	344,400			
	109	298,900	345,000			
	110	299,300	345,500			
	111	299,700	346,000			
	112	300,100	346,500			
	113	300,500	347,100			
	114	300,900	347,600			
	115	301,300	348,100			
	116	301,700	348,600			
	117	302,100	349,200			
	118	302,500	349,700			
	119	302,900	350,200			
	120	303,300	350,700			
	121	303,600	351,300			
再任用職員		216,500	262,200	288,300	332,000	392,300

備考 この表は、試験研究機関（警察本部の研究所等をいう。以下同じ。）に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項第一号を次のように改める。

一 東京都特別区 百分の十八

第十二条の二第二項第二号中「百分の十四」を「百分の十五」に改め、同項第四号中「百分の四・五」を「百分の四・七五」に改め、同項第五号中「百分の三・二五」を「百分の三・五」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項各号に掲げる地域以外に在勤する職員の地域手当の支給地域及び支給割合については、人事委員会規則で定める。

第十三条中「ときは」の下に、「勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第十四条第一項中「給与額」の下に、「(以下この条において「勤務一時間当たりの給与額」といふ。）」を加え、同条第二項中「この項」を「この条」に改め、「第七条に規定する」を削り、同条に次の三項を加える。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務(以下この条において「第一項勤務」といふ。 )の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務(第二項に規定する人事委員会規則で定める時間の勤務を除く。以下この条において「第二項勤務」といふ。 )の時間の合計時間が、一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えてした第一項勤務及び第二項勤務の全時間に対して、第一項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 )及び第二項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、勤務一時間当たりの給与額に第一項勤務にあつては、百分の百五十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)、第二項勤務にあつては、百分の五十を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間条例第九条の二第一項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えてした第一項勤務及び第二項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間一時間につき、勤務一時間当たりの給与額に第一項勤務にあつては、百分の百五

十(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五)から第一項に規定する人事委員会規則で定める割合(その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合)を減じた割合、第二項勤務にあつては、百分の五十から第二項に規定する人事委員会規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第三項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第一項に規定する人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「百分の百」とする。

第二十条第二項中「百分の百四十、」を「百分の百二十五、」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「特定幹部職員」を「特定管理職員」に、「百分の百二十」を「百分の百五」に、「百分の百四十を」を「百分の百三十を」に改め、同条第三項中「百分の百四十」を「百分の百二十五」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十」に、「百分の百二十」を「百分の百五、」に、「百分の六十五」を「百分の五十五、」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の七十五(特定幹部職員)を「百分の七十(特定管理職員)に、「百分の九十五」を「百分の九十」に改め、同項第二号中「六月に支給する場合においては百分の三十五(特定幹部職員)を「百分の三十五(特定管理職員)に改め、「十二月に支給する場合には百分の四十(特定幹部職員)にあつては、百分の五十)」を削る。

(福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年福岡県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項中「給料月額」を「給料月額(福岡県警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年福岡県条例第六十四号)の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあつては、当該給料月額に

百分の九十九・七五を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。 ) に、「職員」を「もの」に改め、同項に次の表を加える。

給料表		職務の級	号給
公安職給料表		一級	一号給から五十二号給まで
		二級	一号給から四十四号給まで
		三級	一号給から三十二号給まで
		四級	一号給から十六号給まで
行政職給料表		一級	一号給から五十六号給まで
		二級	一号給から二十四号給まで
		三級	一号給から八号給まで
医療職給料表(二)		一級	一号給から五十二号給まで
		二級	一号給から三十二号給まで
		三級	一号給から十六号給まで
		四級	一号給から四号給まで
医療職給料表(三)		一級	一号給から五十六号給まで
		二級	一号給から四十号給まで
		三級	一号給から十六号給まで
		四級	一号給から四号給まで
研究職給料表		一級	一号給から五十六号給まで
		二級	一号給から三十二号給まで

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。